

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定委員会
第5回会合
委員会報告

1. 2021年9月1日、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定委員会（以下「委員会」）第5回会合がオンライン形式で開催された。協定参加国（オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム）の閣僚及び上級職員が参加した。日本の西村康稔TPP担当大臣が委員会の議長を務めた。
2. 委員会の議題は附属書Aに添付されているとおり。
3. それぞれの議題項目の下での委員会における議論及び合意された成果の要約は次のとおりである。
4. 議題1：委員会はその議題を採択し、議長が開会の辞を述べた。議長は、新型コロナウイルス感染症の影響からよりよい形での復興を果たすためのCPTPPの重要性を強調し、本会合が協定の全体的な実施について議論し、CPTPP参加国間での更なる協力や連携を模索することを通じて、協定の発展に一層の弾みをつけるとの期待を表明した。
5. 議題2：議長は、閣僚及び上級職員を招請し、本会合の公式写真が撮影された。
6. 議題3：議長の招請により、日本の香川剛廣首席交渉官から、協定の下での17の補助機関（附属書Bに掲載）によりこれまで行われた本年の活動の報告を行った。
7. 議題4：議題3に続き、日本の首席交渉官から、英国が協定の全ての義務を遵守する旨示すことが期待されている加入作業部会第1回会合の準備も含む、英国の加入手続の報告を行った。
8. 議題5：議長は、閣僚及び上級職員に対し、協定の着実な実施とCPTPPの枠組みにおける先進的な取組、署名国による協定の締結及び協定の拡大を含む、特定のトピックを議論するよう招請

した。閣僚及び上級職員は、CPTPPがペルーについて2021年9月19日に発効することを歓迎し、残る署名国が国内手続を完了させる努力を強化するよう促した。閣僚及び上級職員は、協定の第27条2.1(b)に規定された見直し作業を含む、着実な協定の実施に留意した。閣僚及び上級職員は、新型コロナウイルス感染症により生じた前例のない状況もあり、協定が締約国に与えた影響の程度を十分に評価するためには更なる作業が必要であり、2022年に行われる更なる技術的議論も含め、この作業は継続されることになるとの認識を共有した。

閣僚及び上級職員は、協定の包括的で先進的な性格を強調する環境章（第20章）の下での協力活動の一環として、環境問題に関するウェビナーが開催されたことを含む、様々な取組の重要性について確認した。閣僚及び上級職員は、新型コロナウイルス感染症流行の影響からの世界経済の回復におけるCPTPPのあり得べき貢献について改めて強調し、デジタル化の加速に鑑み、電子商取引に関する小委員会を設置して、電子商取引のルール（第14章）を継続して議論することへの支持を共有した。閣僚及び上級職員は、英国のCPTPP加入に関する進捗に留意し、加入作業部会第1回会合の準備において、引き続き英国と協働していくことを決意した。閣僚及び上級職員は、新規加入において、ハイスタンダード及び野心的な市場アクセスを満たし、遵守する必要性を強調した。

9. 議題6：委員会は、附属書Cのとおり、電子商取引に関する小委員会を設置する決定を採択した。
10. 議題7：閣僚は、附属書Dのとおり、第5回TPP委員会の機会における閣僚共同声明を採択した。
11. 議題8：委員会は、今次会合の報告書の扱いについて決定した。シンガポールのガン・キム・ヨン貿易産業大臣が、2022年の委員会議長として、将来のCPTPPの活動への決意と期待を述べた。議長から締め括り発言を行い、第5回TPP委員会の閉会を宣言した。

附属書A

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定委員会
第5回会合
議題

日時：2021年9月1日9時15分（日本時間）

形式：オンライン

議題1：議題の採択・委員会議長による開会の辞

議題2：公式写真撮影

議題3：本年の補助機関の取組報告

議題4：加入作業部会議長による英国との加入手続の進捗報告

議題5：各国閣僚及び上級職員による特定のトピックに関する討議

議題6：電子商取引小委員会の設置に関する委員会決定の提案

議題7：閣僚共同声明案の採択

議題8：委員会報告書・委員会議長による締め括り発言・来年の委員会議長からの発言

附属書B

2021年8月までに会合を開催したCPTPPの補助機関

17の補助機関が、日本が議長国として開催した13のセッションにおいて、オンライン形式で会合を行った。CPTPP参加国は会合においてそれぞれの章の下での協定の実施、協力活動及び経験について意見や情報を交換した。

1. 労働評議会
2. 規制の整合性小委員会
3. 金融サービス小委員会
4. 物品貿易小委員会・農業貿易小委員会
5. 環境小委員会
6. 衛生植物検疫措置小委員会
7. 原産地規則小委員会・繊維・繊維製品貿易小委員会
8. 協力・能力開発小委員会・開発小委員会
9. 国有企業・指定独占企業小委員会
10. ビジネス関係者の一時的入国小委員会
11. 自由職業サービスに関する作業部会
12. 競争力・ビジネスの円滑化小委員会・中小企業小委員会
13. 貿易の技術的障害小委員会

附属書C

電子商取引に関する小委員会の設置に係る 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 委員会決定（仮訳）

委員会は、次のとおり決定する。

1. 第27・2条(委員会の任務)2(a)の規定に従い、委員会はここに各締約国の政府代表者から成る電子商取引に関する小委員会(以下、この決定において「電子商取引小委員会」という。)を設置する。
2. 電子商取引小委員会は、次のことを目的とする。
 - (a) 各締約国による第14章(電子商取引)の規定の実施を促進すること。
 - (b) 相互に関心を有する電子商取引に係る事項を検討すること。
 - (c) 電子商取引に係る事項に関する協力を促進すること。
3. 電子商取引小委員会は、次のことを行う。
 - (a) 第14章(電子商取引)の規定の実施又は運用に関連する事項について討議すること。
 - (b) 適当な場合には、委員会に対して助言を与え、及び勧告を行うこと。
4. 電子商取引小委員会は、別段の決定をする場合を除くほか、毎年会合する。
5. 電子商取引小委員会は、その任務を遂行するに当たり、本協定に基づいて設置される他の小委員会、作業部会その他の補助機関と協力することができる。電子商取引小委員会は、必要に応じて締約国のコンセンサスにより、関係する産業界、国際機関、非政府機関等の適当な専門家からの助言を求め、及びこれらの専門家の活動を考慮することができる。
6. 本決定は、委員会により採択された日に効力を生じ、委員会の議長国により公表される。

附属書D

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP) 第5回TPP委員会の機会における閣僚共同声明(仮訳)

2021年9月1日、豪州、ブルネイ・ダルサラーム、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナムを代表する閣僚及び上級職員は、議長国である日本主催の下、第5回TPP委員会の機会にオンライン形式で会議を行った。我々は2018年に本協定が発効して以降の着実な進展に満足し、本協定の世界経済に対する重要な貢献及び更なる連携の重要性を再確認するところ、強調される点は以下の分野である。

ペルーについてのCPTPP発効を歓迎し、残る署名国に対して締結を促す

我々は、2021年7月21日にペルーが関係国内法上の手続を完了したと通報したことを受けて、2021年9月19日に本協定がペルーについて発効する運びとなったことに喜びを表明する。我々は、ペルーが8番目の締約国として加わり、協定を着実に実施することが、更なる相互利益を実現し、CPTPP全参加国の連帯を維持し、更に強化することになると強く信じている。本協定が可及的速やかに全署名国について発効するよう、我々は、残る署名国が国内手続を完了させる取組を強化することを促す。

新型コロナウイルス感染症からの回復支援におけるCPTPPの継続的重要性

新型コロナウイルス感染症により世界経済が不確実になり、内向き志向も見られる中、我々は、世界的に経済成長を立て直すために、保護主義及び不当な貿易制限措置の使用に対抗し、開かれた、効果的で、公平な、包摂的でルールに基づく貿易体制を強化する重要性に対する我々の強い信念を再確認する。このようなかつて類を見ない状況を踏まえ、我々はCPTPPのような革新的でハイスタダードな協定は、新型コロナウイルス感染症の影響からの貿易及び経済の回復に重要な貢献を果たすものであることを再確認する。我々は、グローバル・サプライチェーンを衝撃に対してより強靱であり、より脆弱でないものにし、デジタル経済や連結性を強化することに対するCPTPPの貢献を強調する。この観点から、我々は、協定の着実な実施及び効果的な発展を通じて、サプライチェーンの強靱性を高め、中小企業のグローバル・サプライチェーンへの統合を進め、電子商取引を促進するための取組を継続する。我々はまた、ワクチンの研究・開発、製造及び配送を可能とする貿易・投資環境を整備するため、共同して、また民間セクターと共に取り組むことにコミットする。我々は、経済的威圧に対抗するツールであることも含め、世界貿易機関(WTO)を中核とする、ルールに基づく多角的貿易体制を支持し、支援するという我々の強いコミットメントを再確認する。CPTPP参加国は第12回WTO閣僚会議において成果を達成するために連携する旨のコミットメントを再確認する。

我々は、新型コロナウイルス感染症に対処するために取られる緊急的な貿易制限措置は、的を絞って、目的に照らして対応で、透明かつ一時的なものでなければならず、貿

易に対する不必要な障壁やグローバル・サプライチェーンへの混乱を生じさせず、本協定に従ったもので、WTOのルールと整合的であることを確保することを引き続き決意し、適切な場合には残されている貿易制限的な措置を緩和する取組を支援する。

我々は、医療用品や医療機器、医薬品、農産品や食料品、その他の国境を越えた供給を含め、パンデミックの中で必要不可欠な物品やサービスの流通を、国際貿易ルールと整合的な形で促進するために、CPTPPの規定に沿った措置を実施することに対するコミットメントを再確認する。我々は、貿易相手国に対し、輸入措置が透明で、科学的根拠及び関連する国際基準に基づいており、必要以上に貿易制限的でないことを確保することを呼びかける。我々は、農産品や食料品の移動を支援することが、食料不足を回避し、グローバルな食料安全保障を確保する上で有益な役割を担っていると認識する。

電子商取引に関する小委員会の設置

パンデミックは、デジタル化のプロセスとデジタルソリューションの採用を加速させてきた。先進的な電子商取引のルールを持つCPTPPは、CPTPP参加国を電子的手段による貿易促進のための、安定し信頼性の高いビジネス環境の発展におけるフロントランナーとして位置づけている。

我々は、アジア太平洋地域におけるデジタル化を促進すること、及びこの分野におけるグローバルなルール形成に貢献することにコミットする。4月には、CPTPP参加国はCPTPP電子商取引ウェビナーに参加し、CPTPPの電子商取引ルールの消費者及びビジネスへの適用可能性及びその恩恵について議論した。締約国は、電子商取引章の実施及び運用に関する継続的な議論を促進するために、電子商取引に関する小委員会を設置する決定に至った。この新しい小委員会は、地域のデジタル化を推進し、またCPTPPがこの分野のグローバルなルール形成において中心的役割を果たすための方策を、一層探究していく。

協定の着実な実施及び協定を進めるためのCPTPPの枠組みにおける取組

我々は2年半以上の間、着実に本協定を実施してきた。我々は、本委員会会合に先立ち、本年オンライン形式で開催した17の本協定の補助機関による取組に留意した¹。

委員会は、自由職業サービス作業部会による、職業資格の相互承認のための合意の立案に係る法的拘束力を伴わないガイドラインの策定を進める取組や、農業貿易小委員会の下部機関である、現代バイオテクノロジー生産品作業部会の正式な設置等、これまでなされた進展を多としつつ留意する。

委員会は、CPTPP参加国の間での本協定の評価に係る予備的な技術的議論を含め、本協定第27・2条1(b)に規定されている見直しの作業に留意する。我々は、新型

¹ 物品貿易、農業貿易、原産地規則、繊維・繊維製品貿易、衛生植物検疫措置、貿易の技術的障害、金融サービス、ビジネス関係者の一時的入国、国有企業・指定独占企業、環境、協力・能力開発、競争力・ビジネスの円滑化、開発、中小企業及び規制の整合性に関する小委員会、労働評議会、並びに自由職業サービスに関する作業部会が、本協定のそれぞれ関係する章の下で生じる事項について検討するため、オンライン形式で会議を行った。

コロナウイルス感染症により生じた前例のない状況もあり、現在は、本協定の締約国間の経済上の関係及び連携に対する影響について十分な精査を意味のある形で行うことはできず、本協定が締約国に与える影響について、そのプラスの貢献も含め、十分にするためには更なる作業が必要であるとの見解を共有する。我々は、本協定における見直しの仕組みの重要性を再確認し、2022年の可能な限り早い機会に更なる技術的議論を行うことを含め、上級職員に、本件に関する取組を継続するよう指示する。

環境保全及び天然資源の持続可能な管理を推進することが世界経済の長期的成長の推進力になり得るといふ我々の共通認識に基づき、我々は、環境章(第20章)の下で、CPTPP参加国の間で協力活動を進めるための取組を行ってきており、このことはまた、本協定の包括的かつ先進的な性格を強調している。こうした取組には、3月に開催された野生生物の違法取引防止に係るワークショップや、6月から8月にかけて開催された、侵略的外来種の侵入防止、生物多様性の保全と持続可能な利用、循環経済と資源効率性、気候変動と脱炭素化にそれぞれ焦点を当てた一連のウェビナーが含まれる。我々は、CPTPPの枠組みにおけるこのようなイニシアティブが、特に生物多様性条約及び国連気候変動枠組条約の締約国会議が間もなく開催予定である状況に照らし非常に時宜を得ており、気候問題を含む、国際社会にとっての地球環境の課題に対応する上で貢献するものと信じる。

英国との加入手続とハイスタンダードなルールを広げるためのCPTPP拡大

我々は、2021年6月2日の英国との加入手続開始及び加入作業部会設置が決定されて以来の、英国の加入手続の進捗に留意する。我々は、引き続き英国と共に加入作業部会第1回会合に向けた準備に取り組み、同会合において、英国が本協定の全ての義務を遵守する旨十分に示すことを期待している。英国による加入の可能性は、アジア太平洋地域及びそれを越えて、CPTPPの21世紀型のハイスタンダードなルールを広げ、自由貿易、開かれた競争的市場、及び経済統合を更に促進する機会を提供する。我々はまた、CPTPPが、この協定の目的にコミットし、そのハイスタンダード及び野心的な市場アクセスの約束を満たしかつ遵守することができ、また貿易のコミットメントを遵守する行動を示してきたエコノミーによる加入に対して開かれていることを再確認する。

次回CPTPP委員会は、2022年にシンガポールによって主催される予定である。